



さつまPR課 商工観光係から

案内 日特WKS公園（北薩広域公園）10月イベント情報

1. ファミリーカヌーツーリング体験

2人乗りのインフレーターブルカヌーを使用して、カヌーツーリングを体験します。

【日時】10月12日(日)9:00～11:30 (9月7日延期分)

【場所】川内川(推込分水路付近からおしどり橋下流の約2km)

※集合場所は、北薩広域公園多目的ホール

【対象】小学校1年生以上(18歳未満は保護者同伴)

【参加料】2,000円/人

【定員】各回先着4艇(最大8人)

2. 日特WKS公園秋祭り

【日時】10月19日(日)10:00～15:00

【場所】ふるさとゾーン

【内容】

- ・ピクニックマーケット
- ・警察車両展示ブース・消防車両展示ブース
- ・ミニサンドボトルづくり(県立南薩少年自然の家) 体験料:100円 先着:200人
- ・缶バッジづくり(薩摩川内市立少年自然の家) 体験料:100円 先着:200人
- ・バラのきれいな咲かせ方教室(水俣広域公園) 体験料:無料 先着:30人
- ・電動モビリティ乗車体験, パドラーボート乗船体験 体験料100円/5分 先着:80人
- ・花苗無料プレゼント 先着180人
- ・フィットネススタジオ響 ダンス発表会
- ・宮之城中学校吹奏楽部・宮之城吹奏楽団 演奏会

3. 絵本の読み聞かせ

さつま本読み隊の皆さんによる「絵本の読み聞かせ」

【日時】10月26日(日)午前11時～正午

【場所】多目的ホール

【参加料】無料

【定員】なし

【申込方法】当日受付 ※事前申し込み不要

<お問い合わせ先>

日特WKS公園(北薩広域公園)管理事務所

住所:さつま町虎居 5470 番地

電話:(0996)21-3939

案内 危険家屋解体撤去補助金 申請受付のお知らせ

町では、令和7年度危険家屋解体補助金の申請受付を行っています。危険家屋の解体をご検討の方は、ご活用下さい。

※危険家屋とは、倒壊等の危険が予測されるなど町から不良度判定を受けた空き家です。

【補助金額】

危険度が高い家屋・・・最大 20 万円
特に危険度が高い家屋・・・最大 40 万円
※補助率 30% (対象工事費の 3 分の 1) 工事費 30 万円以上が対象
※事前着工は対象外

【対象者】

・対象家屋の所有者、または相続人の方

【受付期間】

令和 7 年 12 月まで

【受付場所】

さつま町役場 本庁 建設課建築係

【募集件数】

8 件程度(予算の範囲内)

【補助金決定】

補助金の決定については、後日送付する決定通知書により行いますが、申請多数の場合は、予算の範囲内での決定となりますので、あらかじめご了承ください。

【申し込み】

申請には、申請書一式・見積書対象家屋の写真・名寄台帳(又は登記事項証明書)などが必要です。詳しくは本庁建設課建築係までお問合せください。

＜お問い合わせ先＞
さつま町役場 建設課 建築係
電話：(0996)26-1829
窓口：本庁 2 階 6 番

案内 「農業者年金」に加入して、安心して豊かな老後を！

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乘せする公的年金です。次の3つの要件を満たす農業者なら、どなたでも加入できます。

【加入条件】

・20歳以上60歳未満の方
(条件を満たせば、64歳まで加入可能)
・国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く)
・年間60日以上農業に従事する方
※配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入可能です。

【年金受給額の試算例】

・30歳で加入し、月額2万円を30年間納付した場合、受け取る年金額は48～55万円(年額)
・40歳で加入し、月額2万円を20年間納付した場合、受け取る年金額は29～33万円(年額)
※経済情勢により年金額は変動します。

【特徴】

・80歳まで死亡一時金がついた終身年金
・少子高齢時代に強い積立方式の年金
・保険料の全額が社会保険料控除の対象
・保険料は自由設定(35歳未満の方は月額1万円から設定可)、途中変更が可能
・認定農業者への保険料の国庫補助あり(要件あり：月額最高1万円)

＜お問い合わせ先＞
さつま町農業委員会 農地係
電話：(0996)26-1836
窓口：本庁別館1階

助成 子ども・妊産婦 季節性インフルエンザ予防接種費の助成について

町では、子ども・妊産婦の季節性インフルエンザ予防接種の費用を次のとおり助成します。

【接種助成期間】

10月1日(水)～令和8年1月31日(土)
※期限厳守

【助成対象者】

本町に住民登録があり、次の項目に該当する方

- ①生後6か月～高校3年生の方
- ②接種日時点で母子健康手帳の交付を受けている妊婦
- ③令和6年7月1日以降に生まれた子を持つ産婦

※対象者には詳しい案内と予診票を送付します。

○不活化ワクチン(皮下注射)

- ・1回の接種で3,000円を上限に助成
- ・小学生以下は2回接種分を助成、中学生と高校生および妊産婦は1回分を助成
- ・1回の接種につき小学生以下は最低500円、中学生と高校生および妊産婦は最低1,000円の窓口自己負担

【助成金額】

○経鼻弱毒生インフルエンザ(点鼻接種)

- ・1回の接種で6,000円を上限に助成
 - ・2歳から高校3年生に1回分を助成
 - ・1回の接種につき最低1,000円の窓口自己負担
- ※接種助成期間外に接種した場合全額自己負担

<お問い合わせ先>

さつま町役場 こども課 こども健康係
電話:(0996)24-8941
窓口:本庁1階5番

案内 10月は「土地月間」です

国土交通省では毎年10月を「土地月間」、10月1日を「土地の日」と定め、土地政策の普及・啓発活動の充実を図っています。

一定面積以上の土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

契約を締結した日から起算して2週間以内に、土地の所在する役場の土地利用担当窓口へ届け出てください。

●届出が必要な面積

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上

●届出が必要な土地の取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡など

●届出者

土地の取得者(買い主)

※届出をしない場合や虚偽の届出は、6か月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

<問い合わせ先>

さつま町役場 総合政策課 企画政策係
電話:(0996)-24-8916
窓口:本庁2階10番

案内 マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きについて

マイナンバーカードには有効期限が2種類あり、カードは10年(未成年者は5年)、カードに格納されている電子証明書は5年です。有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書」(転送不要)が送付されますので、同封の書類に記載のある案内に従い、必要書類等確認のうえ更新手続きをしてください。(有効期限以降でも手続き可能)なお、郵便の転送依頼をされている場合、有効期限通知書が自宅に届かないためご注意ください。

さつま町に住民登録をされている方は、以下のとおり手続きをお願いします。

○マイナンバーカード更新

- ・申請から発行まで1か月程度を要します。

更新前のマイナンバーカードをお持ちであれば手数料は無料です。(紛失の場合、1,000円必要)

※外国人は取り扱いが異なります。

有効期限以降は、電子証明書及び本人確認書類としての利用ができません。

【申請方法】

- ・オンライン申請(パソコン・スマートフォン)
- ・郵便申請(有効期限通知書に同封されている申請書を直接送付)
- ・証明写真機からの申請(写真撮影有料)
- ・役場本庁または両支所で申請(予約不要・写真撮影無料)

【受取場所】

- ・役場本庁・両支所(電話予約必要)

新しいマイナンバーカードが国から届き次第、住民登録している住所へハガキを送付します。

○電子証明書更新

- ・手続き当日10分程度で完了し、手数料は無料です。(設定している暗証番号が必要)
- ・有効期限以降は、電子証明書の利用ができません。(本人確認書類としての利用は可能)

【手続き場所】

- ・役場本庁または両支所(予約不要)

案内 マイナンバーカード手続きの日曜開庁について(予約制)

お仕事などで平日来庁できない方を対象に、10月26日(日)8時30分～正午までマイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新手続きのための日曜開庁を役場本庁で行います。手続きを希望される方は、10月24日(金)までに町民環境課町民係(直通0996-24-8927)までご予約ください。

※マイナンバーカードは、住民登録をしている市区町村窓口で本人による手続きが必要です。

特別な事情等があり代理人による手続きを希望される場合等、ご不明な点がございましたら町ホームページをご確認いただくか、電話でお問い合わせください。町外へ住民登録している場合、住民登録している市区町村窓口へお問い合わせください。



町ホームページ
マイナンバーカード

<お問い合わせ先>
町民環境課 町民係
電話:(0996)24-8927
窓口:本庁1階1番



ほけん福祉課 健康増進係から

案内 乳がんへの正しい理解を お願いします

10月はピンクリボン月間です。期間中、鹿児島県では乳がんの早期発見・早期治療を促進し健康増進を図るため、乳がんに対する正しい知識の普及啓発を行います。

【取組内容】

- ①ピンクリボンツリーの設置
- ②乳がんについてのパネル展示
県庁1階、18階(10月中)
- ③ピンクリボンライトアップ
・鹿児島城跡(御楼門、石垣) 10月4日(土)
・アミュプラザ鹿児島アミュラン 10月19日(日)
- ④リーフレット(自己検診カード)配布予定
さつま町役場本庁1階町民ホール(10月中)

〈連絡先〉

鹿児島県健康増進課 がん対策・歯科保険係
電話：(099)286-2721

〈お問い合わせ先〉

さつま町役場 ほけん福祉課 健康増進係
電話：(0996)24-8930 窓口：本庁1階4-⑤番

学校教育課 学校教育係から

案内 地域が育む「かごしまの教育」 県民週間の案内について

鹿児島県では、すべての学校において11月1日～11月7日までを「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」として設定しており、普段の教育活動を見ることを通じて、鹿児島の教育について県民一人一人に考えてもらう機会としています。

期間中、多くの方々に学校や子どもたちの様子を見ていただき、これからの「かごしまの教育」について考えていただくとするものです。

どなたでも授業や行事等を参観することができますので、遠慮なくお越しください。

【期間】

11月1日(土)～11月7日(金)

午前8時30分～午後4時まで

※期間については、学校によって異なる場合があります。各小・中学校(教頭)にお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

学校教育課 学校教育係
電話：(0996)26-1838

窓口：本庁3階14番

総務課 行政係から

相談 行政書士無料相談会の開設

鹿児島県行政書士会川薩支部では、社会貢献事業として、次のとおり相談会を開催します。

【日時】10月18日(土) 午前10時から午後3時

【場所】宮之城ひまわり館

【相談内容】

相続、遺言、財産管理、成年後見、交通事故、離婚問題、クーリングオフ、契約書等の法的書類作成、農地法許可、建設業許可、在留許可、自動車登録など行政手続き など

【申込方法】

電話予約または会場での直接受付

※予約の方を優先します。

〈お問い合わせ先〉

鹿児島県行政書士会川薩支部
電話：(0996)20-2303(久永)

学校教育課 学校教育係から

案内 宮之城中学校定期演奏会のお知らせ

宮之城中学吹奏楽部より、お知らせがあります。日頃よりお世話になっている町民の皆様、部員全員で精一杯の『音(恩)返し』をしたいと思います。皆様ぜひお越しください。入場は無料です。

卒業生の皆さん、3部の合同ステージと一緒に演奏しませんか？(楽器については、各自でご準備ください。)

【日時】10月12日(日)

・13:30 開場 ・14:00 開演 ・16:00 終演予定

【会場】薩摩農村環境改善センター

【主催】宮之城中学校吹奏楽部

詳しくは、宮之城中学校吹奏楽部顧問(竹村先生)までお尋ねください。

〈お問い合わせ先〉

学校教育課 学校教育係
電話：(0996)26-1838

窓口：本庁3階14番

助成

高齢者(65歳以上)季節性インフルエンザ、
新型コロナウイルス感染症予防接種費の助成について

町では、65歳以上の高齢者の方の季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症予防接種の費用を次のとおり助成します。

種別 項目	季節性インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
接種助成期間 (期限厳守)	令和7年10月1日(水)～ 令和8年1月31日(土)	令和7年10月1日(水)～ 令和8年3月31日(火)
助成対象者 (さつま町に住民登録があり、それぞれの項目に該当する方)	① 満65歳以上の方(接種当日に65歳に達していること) ※ 満65歳誕生日前に接種を受けた場合は、町からの助成はありませんのでご注意ください。 ② 満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の身障者手帳1級を所持している方(接種当日に60歳に達していること) ※ ほけん福祉課へ障害者手帳の提示が必要です。(窓口で予診票を発行します。)	
予診票の色	水色	白色
接種料金	1,300円が窓口自己負担です(一人3,100円を助成しています)。 生活保護世帯は窓口自己負担0円です(全額助成)。 助成は年度内1回のみとなります。また接種助成期間外に接種した場合は、全額自己負担となります。	4,600円が窓口自己負担です(一人11,000円を助成しています)。 生活保護世帯は窓口自己負担0円です(全額助成)。 <u>接種・助成は年度内1回のみとなります。</u>

- ・対象者の方は、青色の封筒に予診票等を9月19日(金)に発送しています。
- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種のいずれも対象の方へは1つの封筒に同封しています。
- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種の同時接種は可能ですが、医療機関により対応が異なります。
- ・接種の際は、送付しています予診票を必ずご持参ください。
- ・この予防接種は各個人が季節性インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症の発病・重症化の予防に努めようとするもので、すべての方が接種する義務はなく、本人が接種を希望する場合にのみ行うものです。



<お問い合わせ先>

さつま町役場 ほけん福祉課 健康増進係
 電話:(0996)24-8933
 窓口:本庁1階4-⑤番